役員慶弔見舞金規定

第１条（目的）

この規程は、役員の慶弔見舞金の取扱い基準を定める。

第２条（適用対象者)

この規程は、すべての取締役および監査役に適用する。

第３条(慶弔見舞金の種類)

慶弔見舞金の種類は、次のとおりとする。

　１　結婚祝金

　２　子女結婚祝金

　３　出産祝金

　４　子女出産祝金

　５　傷病見舞金

　６　死亡弔慰金

　７　家族死亡弔慰金

　８　災害見舞金

第４条（結婚祝金）

役員が結婚するときは、次の区分により結婚祝金を支給する。

|  |  |
| --- | --- |
| １　常勤役員 | ６万円 |
| ２　非常勤役員 | ４万円 |

第５条(子女結婚祝金)

役員の子女が結婚するときは、次の区分により祝金を支給する。

|  |  |
| --- | --- |
| １　常勤役員 | ３万円 |
| ２　非常勤役員 | ２万円 |

第６条(出産祝金)

役員の配偶者が出産したときは、次の区分により祝金を支給する。

|  |  |
| --- | --- |
| ・常勤役員 | １産児につき２万円 |
| ・非常勤役員 | １産児につき１万円 |

第７条(子女出産祝金)

役員の子女が出産したときは、次の区分により祝金を支給する。

|  |  |
| --- | --- |
| ・常勤役員 | １産児につき２万円 |
| ・非常勤役員 | １産児につき１万円 |

第８条(業務上傷病の見舞金)

業務上の事由による傷病のため１０日以上休職するときは、次の区分により見舞金を支給する。

|  |  |
| --- | --- |
| ・常勤役員 | １０万円 |
| ・非常勤役員 | ５万円 |

第９条(業務外傷病の見舞金)

業務外の事由のため３０日以上休職するときは、次の区分により見舞金を支給する。

|  |  |
| --- | --- |
| ・常勤役員 | １０万円 |
| ・非常勤役員 | ５万円 |

第１０条(死亡弔慰金)

役員が死亡したときは、次の区分により遺族に対して弔慰金を支給する。

１．業務上の事由による死亡

|  |  |
| --- | --- |
| ・常勤役員 | ５０万円 |
| ・非常勤役員 | ３０万円 |

２．業務外の事由による死亡

|  |  |
| --- | --- |
| ・常勤役員 | ２５万円 |
| ・非常勤役員 | １５万円 |

第１１条(家族死亡弔慰金)

役員の家族が死亡したときは、次の区分により弔慰金を香典として贈呈する。なお、葬儀に際しては、会社名および社長名の花輪を供し、かつ弔電を送る。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ・常勤役員 | ・非常勤役員 |
| ・配偶者 | １０万円 | ５万円 |
| ・子　女　　 | ５万円 | ２万５千円 |
| ・実父母 | ３万円 | １万５千円 |

第１２条（災害見舞金)

火災、風水害そのほかの災害により家屋に損害を被った場合には、次の区分により見舞金を支給する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ・常勤役員 | ・非常勤役員 |
| ・全焼、全壊のとき | ２０万円 | １０万円 |
| ・半焼、半壊のとき | １０万円 | ５万円 |
| ・一部損失のとき | ５万円 | ２万円 |

付　　則

この規程は　　　　年　　月　　日から施行する。